反社会的勢力に関する基本方針

当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、次の基本方針を宣言します。

1. 反社会的勢力との関係を一切遮断するために、全役職員が断固たる姿勢で取り組み、組織全体として対応します。

2. 反社会的勢力による被害を防止するために、平素から法律事務所、警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との間で緊密な連携関係を構築するとともに、組織的かつ適正に対応します。

3. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として民事上及び刑事上の法的措置を講じます。

4. 反社会勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力への利益供与や裏取引を行いません。

5. 反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

附　則

本基本方針は、平成27年2月20日から施行する。